**一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉**

**費用弁償に係る規程**

2016年4月14日制定

（目的）

1. この規程は、一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉（以下「本会」という。）

の役員及び会員が会務に従事した場合、並びに中部成年後見支援センター職員が会務

に従事した場合の費用弁償の基本的事項について定めることを目的とする。

（対象）

第２条　この規程の適用の対象となる会務とは、次の各号に掲げる活動をいう。

1. 会員が、全国権利擁護支援ネットワークの諸会議の他、理事会が特に必要と認める業務や研修会に参加すること。
2. 中部成年後見支援センター職員が相談支援、後見活動及び関係機関との連絡調整等の日常業務並びに研修会に参加すること。

（３）その他理事会が特に費用弁償することを承認して行う事業等に参加すること。

２．前項の規定にかかわらず、次の各号に揚げる場合は、原則として費用弁償の対象としない。

（１）各会員が所属する専門職能団体の総会に参加する場合。

（２）その他あらかじめ費用弁償の対象としない旨告知された事業に参加する場合。

（範囲）

第３条　この規程によって弁償を受けることができる費用は、次の各号に定めるものとする。

（１）会務に従事するために要する交通費（以下「交通費」という。）

（２）会務に従事するために要する宿泊費（以下「宿泊費」という。）

（３）参加費、資料代、その他の経費で、理事会が特に必要と認めたもの。なお、交

流及び親睦のための費用は認めない。

（支給額）

第４条　予算の範囲内において、次の費用を支給する。

（１）交通費については、最も合理的で経済的な順路によるものとし、必要な船賃、鉄道運賃、バス運賃、航空運賃の往復料金とする。なお、鉄道運賃は、普通料金に特別料金（座席指定料金、急行料金、特急料金等）を加えた額とする。

（２）自家用車を利用した場合は、走行距離（ｋｍ）×２０円で算出した額とする。

（宿泊費）

第５条　宿泊費は、次の各号に掲げる場合に支給する。

（１）複数日にわたって会務に従事するために宿泊の必要がある場合。

（２）前号以外で、理事会が必要と認めた場合。

２．支給額は、１泊あたり10,000円（→15,000円）を上限とする。ただし、あらかじめ主催者等から宿泊場所・宿泊費を指定された場合は、それに従うものとする。

（費用の請求）

第６条　費用の弁償を受けようとする者は、別に定める「旅費請求書」を本会事務局に提出しなければならない。ただし、第２条第1項第２号に係る出張費用の請求については、別に定める。

（前渡し）

第７条　本人が希望する場合には、要する金額を前渡しすることができる。

２．前項の規定により費用の前渡しを受けた者は、当該会務終了後20日以内に、別に定める「旅費精算書」を提出し精算をしなければならない。

（改正）

第８条　この規程を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1. この規程は、平成２８年４月１４日に制定し、同日から施行する。
2. この規定は、令和７年４月９日付け一部改訂、４月１日から施行する。